

# 経営所得安定対策だより

平成23年3月31日  
第11号  
鹿児島農政事務所



経営所得安定対策だより第11号です。  
戸別所得補償制度の本格実施に伴い、今後は、**ナラシ対策の手續**に関する情報を  
中心にお届けしていきます。

<目次>

1. 今後の水田・畑作経営所得安定対策について
2. 23年産ナラシの加入申請・積立申出について
3. 10%コースへの変更方法について
4. 米の直販分に係る伝票等の提出省略について

水田経営所得  
安定対策は  
まだ続くよ。



## 1. 今後の水田・畑作経営所得安定対策について

### 水田経営所得安定対策は今年も続きます！！

**固定払**と**成績払**は畑作物の戸別所得補償制度へとうつります。  
収入減少補てん（ナラシ）のみ残ります。

ただし、戸別所得補償制度で**変動部分**の交付金を受けていた場合、**ナラシの米の補てん額からその分は差し引かれます。**

価格の下落は変動部分で補てんされますので、今後は台風で作柄が悪かった場合等の備えとして、引き続き本対策をよろしくお願いたします。

【平成22年産収入減少補てん 交付申請期間】 平成23年4月1日～5月2日まで

【平成23年産収入減少補てん 加入申請・積立申出期間】 平成23年4月1日～6月30日まで  
(注：農業者戸別所得補償制度も同様に6月30日まで。)

※なお、変動部分は22年産米から支払われており、ナラシの米の補てん額からその分が差し引かれるため、**今度の収入減少補てん（ナラシ）は交付金がゼロ円となる可能性もあります。**（22年産米は単価下落の補てんとして、作付面積から1反分引いて反当たり15,100円の変動部分が支払われました）

#### お問い合わせ先

農政推進課	《管轄》 鹿児島市、三島村、十島村、霧島市、始良市、湧水町、西之表市、中種子町、南種子町、屋久島町、奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町
	住所：鹿児島市小川町3番64号 電話 099 (222) 0121(代)
地域第一課	《管轄》 阿久根市、出水市、伊佐市、薩摩川内市、さつま町、長島町
	住所：薩摩川内市勝目町4137-5 電話 0996 (22) 4156(代)
地域第二課	《管轄》 鹿屋市、垂水市、曾於市、志布志市、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町
	住所：鹿屋市西原4-5-1 鹿屋合同庁舎 電話 0994 (43) 4136(代)
地域第三課	《管轄》 枕崎市、指宿市、日置市、いちき串木野市、南さつま市、南九州市
	住所：南さつま市加世田武田17835-8 電話 0993 (52) 2345(代)

## 2. 23年産ナラシの加入申請・積立申出（6月30日〆切）

23年産の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）の加入・積立申出の手続きについては、事務効率化の観点から、戸別所得補償制度と一体的に行うこととし、様式を変更しました。

具体的には、戸別所得補償の「交付申請書」、「営農計画書」に加えて提出される「加入実績確認書兼積立申出書」において、「収入減少影響緩和対策」について「加入する」にチェックし、コース選択、申出内容の記入を行います。（戸別所得補償本体の手続きについては、別途配布される記入要領をご参照下さい。）

※ なお、23年産ナラシの受領口座は、戸別所得補償制度と同じ受領口座となります。

### 加入実績確認書 兼積立申出書(様式6)

様式第6号  
水田・畑作経営所得安定対策加入実績確認書兼収入減少影響緩和対策加入申請・積立申出書

農林水産大臣 殿

※ 水田・畑作経営所得安定対策に加入していた農業者であって畑作物の所得補償交付金又は収入減少影響緩和交付金の交付を希望する場合は、必ず提出してください。

平成23年産について、下記のとおりであることを申し出ます。  
なお、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律68号）第2条第2項第3号に規定する農地（遊休農地）がないことを誓約します。

申出年月日 23年 月 日

フリガナ			印
氏名又は法人・組織名			
フリガナ			
代表者氏名(法人・組織のみ)			

〈担当書記入欄〉 交付申請者管理コード \_\_\_\_\_ 地域協議会等管理コード \_\_\_\_\_

「水田・畑作経営所得安定対策」対策加入者管理コード \_\_\_\_\_

平成22年産の加入状況

経営形態	<input type="checkbox"/> 認定農業者（個人） <input type="checkbox"/> 認定農業者（法人） <input type="checkbox"/> 特定農業団体 <input type="checkbox"/> 特定農業団体以外の集落営農組織	田と畑の合計 経営面積	<input type="checkbox"/> 地域の農地が少ない場合の特例（物理的制約に応じた特例） <input type="checkbox"/> 地域の生産調整団体の過半を耕作している集落営農組織の特例（生産調整団体にに関する特例） <input type="checkbox"/> 基本構想の目標農産物産額の2分の1以上の農産物産額を確保している場合の特例（所得に応じた特例） <input type="checkbox"/> 市町村特認を受けている <input type="checkbox"/> 特例・特認は適用していない。
------	---	----------------	---

本年(23年産) 平成23年産について、上記について変更はない  
 変更ない  変更ある（変更がある場合は、変更部分を赤字で修正してください）

集落営農組織における要件の確認

特定農業団体以外の集落営農組織のみ記載

法人化等計画書に沿って、法人化への取組みを進めている  
 農用地利用集積目標の達成に向けて、取組みを進めている

環境と調和に関する要件の確認

環境と調和のとれた農業生産の実施状況

過去1年間の農業経営全体の状況について、環境と調和のとれた農業生産が  実行できている  実行できていない

収入減少影響緩和対策（収入減少補てん）

加入する  加入しない

加入する場合は、以下に記入してください

23年産収入減少影響緩和交付金（収入減少補てん）について、積立金の積立を行う農業が対象農産物ごとの生産予定面積を下記のとおり申し出ます。

対象農産物	地域等区分	生産予定面積
		m
		m
		m
		m
		m

積立金の積立コースを記載してください。  
 （該当するものにレ印を記入）  
 なお、今回は意図の確認であり積立金は実際の納付の際に最終的に選択することになります。

10%の取収に対応した積立金を積立予定  
 20%の取収に対応した積立金を積立予定

畑作物の所得補償交付金又はナラシ交付金の受領を希望する者は必ず提出。

対象者要件の確認

氏名・加入実績データ等を予め印字したものを配布します。

該当するものにチェックする

ナラシ加入申請・積立申出

「収入減少影響緩和対策」に「加入する」にチェックする

10%コース・20%コースを選択

申出内容を記入

(注意事項)  
 1 対象農産物ごと、地域等区分（地域別・銘柄別）ごとの生産予定面積を記入してください。  
 2 収入減少影響緩和交付金の交付に当たり、米穀の生産数量目標に即した生産を行ったことが確認できなかった場合、米穀について補てんが行われません。  
 3 戸別所得補償制度における米価変動補てん交付金が交付される場合は、当該交付金の額を収入減少影響緩和交付金の補てん額から控除します。

### 3. 10%コースへの変更方法について

22年産と同様、23年産ナラシにおいても、米の補てん額から戸別所得補償制度の「米価変動補てん交付金」の金額が控除されます。このため、20%の減収に備えた積立をやめて、10%コースへの変更を希望される加入者の方もいらっしゃるかと思います。その場合、加入者ご自身の判断で、コースの変更をすることは可能です。

ただし、繰越積立残額が相当額ある加入者の場合、自動的に20%コースになる方式になっています。したがって、今回10%コースへの変更を希望される方については、22年産ナラシの交付申請の機会等を活用して積立金返納の申出を行い、23年産ナラシの積立申出を行う前に、積立金の全額の返納を受け、あらためて10%分の積立金を納付していただく必要があります。

担一参考様式第12号

**積立金返納申出書**  
(担一参考様式12)

収入減少影響緩和交付金の積立金返納申出書

年 月 日

〔 地方農政事務所長  
地方農政局長  
北海道農政事務所長  
沖縄総合事務局長 〕 殿

住 所  
氏 名 〔 法人等にあつては、  
名称及び代表者の氏名 〕 印

対策加入者管理コード A | | | | | | | | | |

私が積立金管理者に対して積み立てた収入減少影響緩和交付金における

※  
〔 現在積み立てている積立金  
〔 交付決定後の積立金残額 〕 〕 の全額について、その返納を申し出ます。

※ 該当する方に○をつけてください。  
※ 「交付決定後の積立金残額」を選択する場合は、交付申請書と同時に提出してください。

10%コースでの加入で、22年産ナラシの交付申請を行う場合は、「交付決定後の積立残額」の返納を申し出る。

## 4. 米の直販分の伝票等の提出省略について（交付申請時）

22年産ナラシにおいては、米の補てん額の計算において、米モデル事業の「変動部分」が控除されることから、交付申請の時点ではナラシ補てん金の有無や大小が不明です。そのような中で、特に、**米の直販で販売先の数が多い加入者の場合**、出るか出ないか分からない補てん金のために膨大な書類を提出することとなる可能性があります。

このため、**以下の条件を満たす場合には、米の直販分の伝票等の提出を省略**できることとしますので、最寄りの農政局・農政事務所にお気軽にご相談ください。

- ① **米戸別所得補償モデル事業に加入**していること
- ② 米の直販分の数量証明に必要な**伝票等の枚数が著しく多い**こと

この場合、通常の交付申請書、生産数量目標が分かる書類、品位等検査結果を確認できる書類に加え、「**直接販売した米穀の数量報告書**」に「**米穀の直接販売分の証明書類の添付省略に関する申出書**」を添付して提出してください。

担一参考様式第9号			直接販売した米穀の数量報告書 (担一参考様式9)		
販売の相手先	銘柄名	契約年月日 <small>※ 4月1日以降に販売予定であるもののみ記入する。</small>	販売（予定）年月日	個数	販売対象数量 (kg)
		年 月			
		年 月			
		年 月			
		年 月			
		年 月			
		年 月			
		年 月			
		年 月			
		年 月			
		年 月			

担一参考様式第10号

平成 年 月 日

地方農政事務所長 殿

住所  
氏名 ( 法人等にあつては、  
名称及び代表者の氏名 ) 印

米穀の直接販売分の証明書類の添付省略に関する申出書

収入減少影響緩和交付金に係る米穀の直接販売分の証明書類について、枚数が非常に多く、申請に係る負担が大きいため、添付を省略することを申し出ます。  
なお、添付を省略するにあたって、下記の事項について遵守することを誓約します。

記

- 1 証明書類は、交付金の交付が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存するとともに、農政事務所職員が検査を実施する場合には速やかに開示いたします。
- 2 検査の結果、交付申請を行った数量に誤りが発見され、再計算の結果、交付金が過大となっていた場合には、過大分の交付金について速やかに返還いたします。
- 3 また、交付金が過小であった場合にあっては、追加交付は行われないうちについて承し、異議を申し立てません。

報告数量に仮に間違いがあった場合は交付金の返還に応じること(また、追加払いを求めないこと)、添付を省略した書類を翌年度から5年間保存すること、求めがあれば保存中の書類を開示すること等への同意が必要です。